

## 長崎市図書館資料収集方針

### (趣旨)

第1条 この方針は、長崎市図書館条例（平成19年長崎市条例第4号）に規定する資料の収集に関し、必要な事項を定める。

### (対象)

第2条 本市においては、身近な施設で図書館サービスを提供できるよう、長崎市立図書館及び長崎市立図書館の図書館情報システムネットワークで管理している図書館及び公民館等図書施設による一体的な運用を行っているため、これらの施設の資料については、本方針に基づき収集する。ただし、原爆資料館等特定の目的を持つ施設の資料の収集は、本方針の対象としない。

### (基本方針)

第3条 すべての市民が、自らの教養や調査研究、レクリエーションのために、自由な意思に基づいて利用し、それらにより各自の意思決定を行い、地域文化の発展と住みよい地域社会の形成に寄与するため、市民の要望に沿い、潜在する要求や予測される要求に応える資料を収集する。

2 児童資料は、すべての子どもが適切な時期に、適切な本の楽しみと出会えるよう、発達段階に応じた資料を収集する。各分野の評価の定まった資料は、漏れなく十分な複本を揃えて収集し、日常的に維持・更新する。

3 香焼図書館及び公民館等図書室の資料は、その地域の事情等も考慮し、収集し配置する。

### (資料の選択)

第4条 収集する資料の選択は、指定管理者と教育委員会事務局の

合議により行い、その結果を尊重して教育委員会が決定する。

(資料収集の考え方)

第5条 資料収集の考え方は次のとおりとする。

- (1) 対立する意見のある主題の資料については、偏りのないようバランスを考慮し、客観的立場で書かれている資料を中心に幅広く収集する。
- (2) 著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著作を排除することはしない。
- (3) 教育委員会及び指定管理者の職員の個人的関心や思想、好みによって選択しない。
- (4) 個人、組織、団体からの圧力や干渉によって、収集の自由を放棄、または紛糾を恐れて自己規制しない。
- (5) 著作権や個人情報に配慮し、収集、管理する。

(収集しない資料)

第6条 次の資料は原則として収集しないこととする。

- (1) 第三者を中傷し、人間の尊厳を傷つけるような表現の資料
- (2) 差別、反社会的なものを助長する内容の資料
- (3) 殺人や性描写などの記述が中心の資料
- (4) 個人が常時手元に置いて使用することが前提となる、学習参考書、問題集等の資料
- (5) 特定の商品の宣伝等営利を目的として書かれた資料
- (6) 書き込むこと、切り取ること、又は組み立てることを目的として作られた資料。また、著しく破損しやすい資料、付録が主となる資料

(電子書籍)

第7条 電子書籍は、原則として本方針に沿う資料を収集する。また、読み上げ機能や文字の拡大機能等、電子書籍の長所の特性を活かした資料を重点的に収集する。

(寄贈資料)

第8条 寄贈による資料(以下「寄贈資料」という。)は、本方針に沿う資料を収集する。

2 寄贈しようとする者は、寄贈にあたって寄贈資料の取扱いに特別の条件を付すことはできないものとする。

(寄託資料)

第9条 寄託の申請については、市民の利用に供すること、及び本方針に沿う資料であることを承認の判断基準とする。

(除籍)

第10条 適正な蔵書管理のため、資料の除籍を行う。指定管理者が除籍資料を選定し、教育委員会が決定する。

2 体系的な資料構成を図るため、市立図書館の図書館情報システムネットワークで管理している図書館及び公民館等図書施設の資料は、市立図書館で除籍する。

(資料要求への対応)

第11条 市民からの資料に対する要求が、この方針に沿わない場合も、図書館間の相互協力などの手段によって、可能なかぎり市民の要求に応えるよう努めることとする。

附 則

1 この方針は令和5年3月31日から施行する。